

**平成26年度
大阪労働局における
重点対策事項に係る取組状況**

資料目次

- (1) 労働基準の分野・・・・・・・・・・・・・・・・（1～12頁）
- (2) 職業安定の分野・・・・・・・・・・・・・・・・（13～18頁）
- (3) 需給調整事業の分野・・・・・・・・・・・・（19～20頁）
- (4) 雇用均等の分野・・・・・・・・・・・・・・（21～22頁）
- (5) 労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・（23頁）
- (6) 労働相談の充実の分野・・・・・・・・・・・・（24頁）

1 監督指導等

(1) 監督指導件数の推移 (平成26年1~9月)

	H24年	H25年	H26年
監督指導実施件数	7,410	6,531	4,500
うち違反件数	4,896	4,370	3,405
違反率	66.1%	66.9%	75.6%

●平成26年の主な違反事項・違反率

労働基準法		安全衛生法	
労働時間	27.1%	定期健康診断	14.0%
割増賃金	20.8%	作業主任者	5.4%
労働条件明示	17.0%	定期自主検査	2.8%
就業規則	15.0%	安全管理体制	2.1%

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督（申告監督）及び是正状況を確認するために再び実施した監督（再監督）を除く

(2) 申告処理の状況

●平成26年申告監督実施件数

1,734件（9月末現在）

●主な違反事項・違反率

違反事項	違反率
賃金不払	44.8%
割増賃金	23.6%
解雇の予告	7.7%

【労働条件の確保・改善】

1 監督指導等

(3) 送検件数の推移 (平成26年は1~9月)

		H 24 年	H 25 年	H 26 年
労基法等違反	定期賃金の不払	13	19	10
	解雇	2	0	0
	賃金不払残業	1	7	8
	労働時間・休日等	2	4	4
	その他	3	2	10
	計	21	32	32
安衛法違反	機械等危険防止	8	14	19
	作業主任者の選任等	5	7	3
	墜落等危険防止	17	10	6
	労災かくし	5	6	4
	就業制限	0	2	7
	その他	6	8	4
	計	41	47	43
合計	62	79	75	

平成25年 全国1位

平成26年 全国暫定1位(9月末現在)

2 賃金不払残業是正指導

- 賃金不払残業是正指導事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払があったものの件数

	H23年度	H24年度	H25年度
事案件数	180	125	107
対象労働者(人)	18,763	13,592	9,410
是正支払金額(万円)	458,263	131,089	123,564

3 過重労働解消相談ダイヤル

- 実施日 平成26年11月1日(土)
- 相談件数

※実施結果詳細については当日、配布させていただきます。

件数	近畿	全国
今年度		
昨年度		

主な相談内容(近畿)

	件	%
長時間労働・過重労働		
賃金不払い残業		
	件	%

【労働条件の確保・改善】

4 過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進
(ワークショップによる取組)

ワークショップとは

集団指導による行政からの一方的な講習等の手法ではなく、出席者が労働時間等の設定改善の取組事例を研究したりコンサルタントから助言を受けたりして問題解決方法の議論に参加できる研修会等の手法をいう。

平成26年度中 10回開催予定

(11月13日現在 7回開催)

※イメージとしては、体験・参加型の講習会。

ワークショップの流れ

- 1 対象事業場の選定 (1回当たり10～30事業場)
- 2 対象事業場に対する参加勧奨 (労使が一体となって参加)
- 3 ワークショップの開催
 - (1) 36協定と過重労働対策の基礎部分を説明後、2～3のグループに分かれ、長時間労働の抑制等の取組状況や問題点、今後の対策等について討議を行う。
(他社の取組事例集等の資料、自主点検結果の活用)
 - (2) アクションプランシートの作成、提出
(参加1ヶ月後目途に提出)
 - (3) 改善レポートの提出
(アクションプラン作成後3カ月後目途)
- 4 改善状況の確認とフォローアップとしてのコンサルタント、好事例取組の情報収集

内容	時間	担当
開会あいさつ	13:30～13:35	働き方・休み方改善コンサルタント
主催者あいさつ	13:35～13:40	労働時間課長
問題提起	13:40～14:35	①働き方・休み方改善コンサルタント ②前半:働き方・休み方改善コンサルタント 後半:労働衛生専門官 ③働き方・休み方改善コンサルタント ④働き方・休み方改善コンサルタント
① 時間外労働・休日労働に関する協定届(含む特別条項)について ＜資料-1＞	(13:40～13:45)	
② 過重労働対策について＜資料-2＞	(13:45～14:00)	
③ ワークショップ取組好事例について ＜資料-3＞	(14:00～14:15)	
④ 「アクションプラン記入シート」「改善レポート」について ＜資料-4＞	(14:15～14:25)	
休憩・グループ移動	14:35～14:45	
グループ討議	14:45～16:25 (所要時間 :100分)	働き方・休み方改善コンサルタントが以下の役割を分担。 ①ファシリテータ ②副ファシリテータ ③書記
① 趣旨説明 ② 自己紹介、アイスブレーキング ③ 重労働対策について ④ 「アクションプラン記入シート」「改善レポート」の作成について		
① まとめと振り返り ② 発表(各グループ5分)	(16:10～16:25)	発表者:各グループ副ファシリテータ
アンケート記入	16:25～16:30	
閉会あいさつ		働き方・休み方改善コンサルタント

【最低賃金制度の適切な運営】

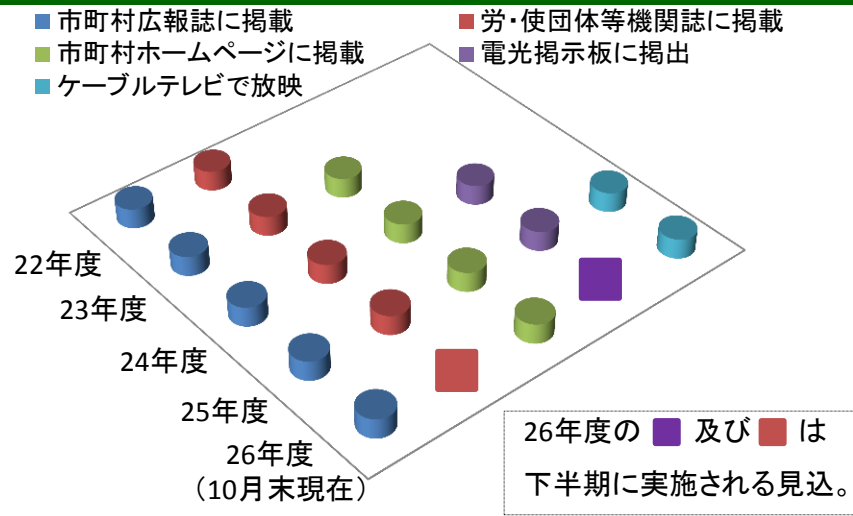
大阪府の最低賃金一覧

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	838円	平成26年10月5日
塗料製造業	880円	平成26年10月31日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	862円	平成26年11月13日
電子製品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	840円	平成26年12月6日
鉄鋼業	876円	平成26年11月7日
自動車・同附属品製造業	860円	平成26年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業(※2)	840円	平成26年12月14日
自動車小売業	850円	平成26年12月11日

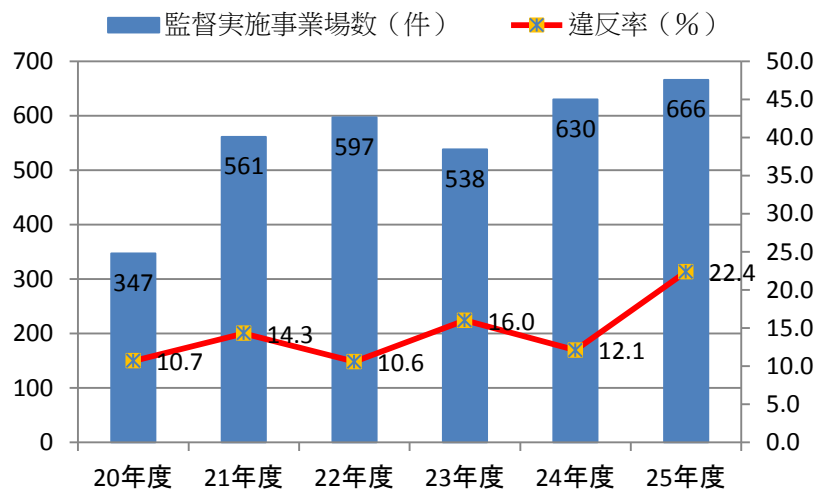
※1 各種商品小売業最低賃金は平成26年9月28日をもって廃止されました。

※2 平成26年11月14日の官報公示により発効日が確定する。

最低賃金広報実績



最低賃金主眼監督 監督件数及び違反率の推移



【労働者の安全と健康確保】

労働基準の分野

平成26年死亡労働災害発生状況（対前年比較）

平成26年9月末日現在（速報値）

業種	死亡者数	構成比 (%)	前年同期		前年比較	
			死亡者数	構成比 (%)	増減数	増減比 (%)
全産業	31	100.0	42	100.0	-11	-26.2
製造業	9	29.0	10	23.8	-1	-10.0
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
建設業	9	29.0	12	28.6	-3	-25.0
交通運輸業	1	3.2	2	4.8	-1	-50.0
陸上貨物運送業	6	19.4	4	9.5	2	50.0
港湾荷役業	0	0.0	1	2.4	-1	-100.0
林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
商業	2	6.5	5	11.9	-3	-60.0
その他の事業	4	12.9	8	19.0	-4	-50.0

平成26年業種別、事故の型別死亡災害受理状況（速報値）

平成26年	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	おぼれ	高温低温 物と接触	有害物等 との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の 反動等	その他	分類 不能	合計	前年 同期			
																								平成26年9月30日現在		
製造業				2		1	3				1						1						1	9	10	
食料品																	1							1	1	
繊維・繊維製品																										
木材・木製品																										
パルプ・化学								1															1	2	1	
鉄鋼・金属製品								2					1											4	5	
一般機械器具				1																				1	2	
電気機械器具																									1	
輸送用機械器具																									1	
その他の製造業							1																	1	1	
鉱業																										
建設業	6				1					1				1										9	12	
交通運輸業																			1					1	2	
陸上貨物運送業	1							1																4	6	4
港湾荷役業																			4						1	
林業																										
商業	2																							2	5	
その他の事業	1						2						1											4	8	
合計	10		2	1	4	3		2	1	1		1					6						1	31	42	
前年同期	10		3	1	1	6	1					2		2			15						1	42		

平成26年業種別、起因物別死亡災害受理状況（速報値）

平成26年	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉窯等	電気設備	人力機械工具	その他の装置設備	仮設物建築物	危険有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計	前年 同期	
																										平成26年9月30日現在
製造業			1		1	1	2	1				1		1									1	9	10	
食料品																									1	
繊維・繊維製品																										
木材・木製品																										
パルプ・化学																							1	2	1	
鉄鋼・金属製品			1		1	1						1												4	5	
一般機械器具															1									1	2	
電気機械器具																									1	
輸送用機械器具																									1	
その他の製造業							1																	1	1	
鉱業																										
建設業								1																9	12	
交通運輸業																								1	2	
陸上貨物運送業								5		1														6	4	
港湾荷役業																									1	
林業																										
商業																								2	5	
その他の事業				2																	1	1		4	8	
合計	1		2	1	1	1	8	3				1		1			7	1		1	1	2	1	31	42	
前年同期			1		3	2	7	11	1			2		2		9	2		1	1		1	1	42		

【労働者の安全と健康確保】

労働基準の分野

平成26年死傷労働災害発生状況（重点対象業種）

平成26年9月末日までの受理分

業 種	平成26年			前年同期			対前年同期比較	
	死傷者数	構成比		死傷者数	構成比		増減数	増減比
		総計比	小計比		総計比	小計比		
食料品製造	185	3.6%	14.7%	207	4.1%	17.1%	-22	-10.6%
金属製品	367	7.1%	29.2%	368	7.3%	30.5%	-1	-0.3%
製造業計	1,258	24.4%	100.0%	1,208	24.0%	100.0%	50	4.1%
建設業計	547	10.6%	100.0%	509	10.1%	100.0%	38	7.5%
運輸交通業計	846	16.4%	100.0%	879	17.5%	100.0%	-33	-3.8%
貨物取扱業計	103	2.0%	100.0%	111	2.2%	100.0%	-8	-7.2%
商業	738	14.3%	30.9%	726	14.4%	31.5%	12	1.7%
小売業	523	10.1%	21.9%	498	9.9%	21.6%	25	5.0%
保健衛生業	436	8.4%	18.3%	456	9.1%	19.8%	-20	-4.4%
社会福祉施設	280	5.4%	11.7%	310	6.2%	13.4%	-30	-9.7%
接客娯楽業	342	6.6%	14.3%	304	6.0%	13.2%	38	12.5%
飲食店	251	4.9%	10.5%	207	4.1%	9.0%	44	21.3%
三次産業計	2,387	46.3%	100.0%	2,307	45.8%	100.0%	80	3.5%
合計	5,160	100.0%		5,032	100.0%		128	2.5%

注)労働者死傷病報告書による。

【労働者の安全と健康確保】

労働災害の減少を図るための対策

・大阪労働局労働災害防止推進計画

数値目標：①平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を12%以上減少させること。

②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を14%以上減少させること。

*平成26年の年間目標：平成25年に比べ ①14.7%以上減少(58人以下) ②1.5%以上減少(7,896人以下)

平成26年死亡災害：31人(平成26年9月末現在、前年同期比26.2%減)

平成26年休業4日以上の死傷災害：5,160人(平成26年9月末現在、前年同期比2.5%増)

・重篤災害発生懸念業種に対する取組

・建設業

建設業での墜落・転落災害を防止するため「命綱GO活動」(いのちつなごうかつどう)を展開。

全国安全週間準備期間の6月に、局長による建設現場パトロールを実施。12月に年末建設現場パトロール及び一斉監督を実施。

・製造業(金属製品製造業・食料品製造業等)

労働災害防止緊急対策として、金属製品製造業、食料品製造業及び化学工業の事業主団体を対象に労働災害防止に係る集団指導等を実施。

・労働災害増加等業種に対する取組

・小売業

大規模店舗・多店舗展開している企業の本社・中核支店の担当責任者への集団指導の実施。

「大阪百貨店協議会」を開催し、自主的な安全衛生管理の醸成へ。

・社会福祉施設

大阪府・府内市町村と連携を密にし、局署において繰り返し集団指導を実施。

・飲食店

労働災害発生店舗の本社機構又は中核支社を対象に労働災害防止に係る集団指導を実施。

・陸上貨物運送事業

陸災防大阪府支部と連携、陸上貨物運送事業者に対し、交通労働災害防止及び荷役作業における災害防止等の講習会を開催。

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の展開

・事例集

監督署、災防団体による収集事例 約800 協力いただいた事業場 260
84の好事例を1冊にまとめた「安全の見える化」事例集を作成・普及促進

・危険体感教育

大阪府内の5社の協力のもと、危険を疑似体験させて危険感受性等を高めるための教育
「危険体感教育」を実施

・ロゴマーク

「ゼロ災・〇〇(府県)」のロゴマークを近畿ブロック各労働局で共有し、連携した労働災害
防止対策

・パネル展示

「安全の見える化」事例パネルを大阪中央労働基準監督署の1階で常設展示

・全国産業安全衛生大会での発表

全国産業安全衛生大会2014 in 広島 分科会において、『ゼロ災・大阪「安全見える化運動」』
の取組について発表

化学物質製造者等に対する指導

目的：製造者等にラベル表示、SDS(安全データシート)交付の実施を徹底する

平成25年度に通信調査及び集団指導を実施し、平成26年度以降に実施する個別指導対象事業場を絞り込み ⇒ **169事業場**

平成26年度 個別指導		
計画(年間)	105事業場	実施率
実績(4月～9月)	89事業場	84.8%

取扱い事業場の情報整備

目的：PRTR情報等を活用し、把握している有害物情報の整備を行う

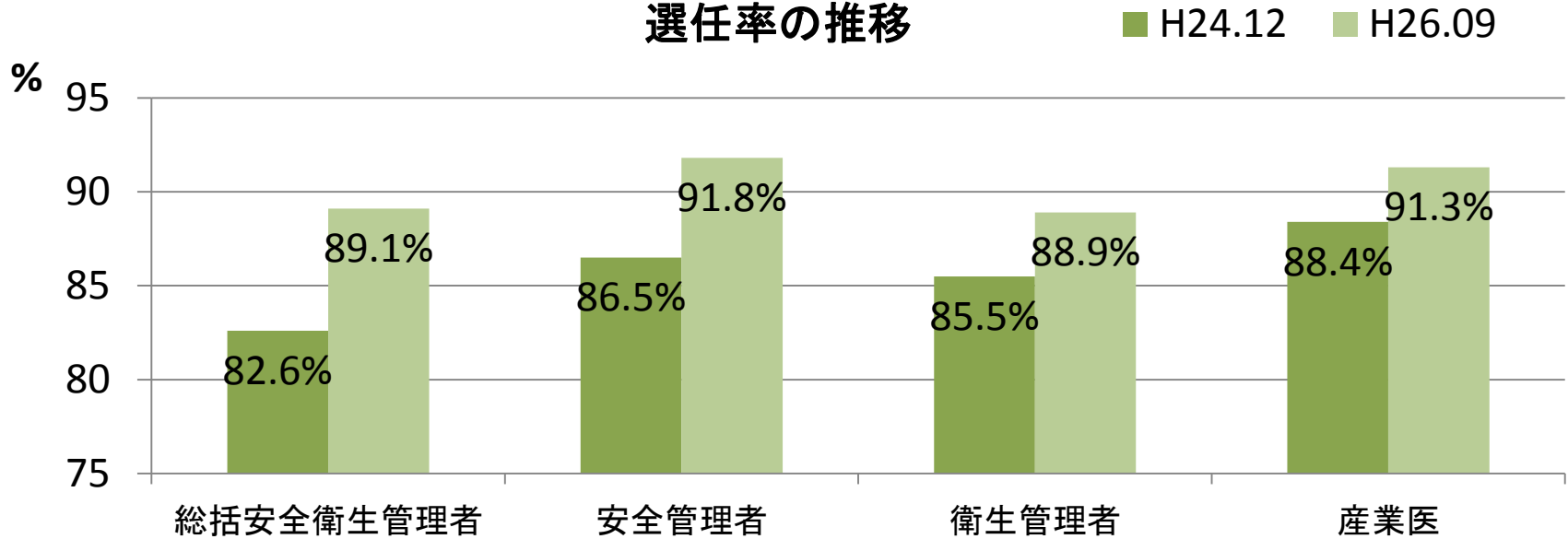
PRTR制度に基づく届出情報から、対象物質に係る事業場情報を抽出し、有害物情報を把握していない事業場に対し通信調査を実施する

(PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

平成26年度 通信調査		
特別規則対象物質	143事業場	※左のものに、平成25年度に整理した事業場を加えて実施
がん原性指針対象物質	24事業場	
SDS交付義務対象物質	430事業場	

衛生管理者及び産業医の選任

選任率の推移



第一種衛生管理者の選任

	要選任事業場数	選任事業場数	選任率	未選任事業場数
平成24年12月	4,496	3,904	86.8%	592
平成26年 9月	4,396	4,004	91.1%	392

【労働安全衛生法の一部を改正する法律】

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）概要

趣旨

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。本政令案では、公布の日からそれぞれ6か月以内、1年以内又は1年6か月以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。

改正内容

（1）化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

（2）ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者[※]に義務付け。（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

（3）受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務とする。

（4）重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

（5）外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ポイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとする。

（6）第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

（7）電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

施行期日

(6)、(7)の
施行期日
平成26年12月1日

(3)、(4)、(5)の
施行期日
平成27年6月1日

(2)の
施行期日
平成27年12月1日

※（1）化学物質のリスクアセスメントの実施については、法律の公布日から2年を超えない範囲で、別途制定する。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		全国			大阪		
		H23年度	H24年度	H25年度	H23年度	H24年度	H25年度
件数全体	請求	898	842	784	112	109	92
	決定	718	741	683	75	95	84
うち死亡	請求	302	285	283	33	33	31
	決定	248	272	290	20	26	37

2 精神障害の労災補償状況

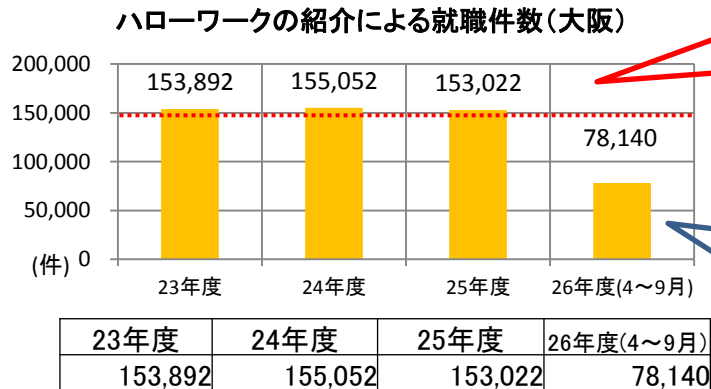
区分		全国			大阪		
		H23年度	H24年度	H25年度	H23年度	H24年度	H25年度
件数全体	請求	1,272	1,257	1,409	147	148	153
	決定	1,074	1,217	1,193	122	138	146
死亡(自殺含む)	請求	202	169	177	20	15	27
	決定	176	203	157	25	15	20

【1. 雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業安定の分野

平成26年度業務取扱状況

	平成26年度(9月末)	前年同期比
新規求職者数	238,922件	▲7.2%
新規求人数	391,612人	3.3%
就職件数	78,140件	▲2.9%
有効求人倍率 (季節調整値・9月分)	1.09倍	—



土曜日・日曜日などにおける求職者支援

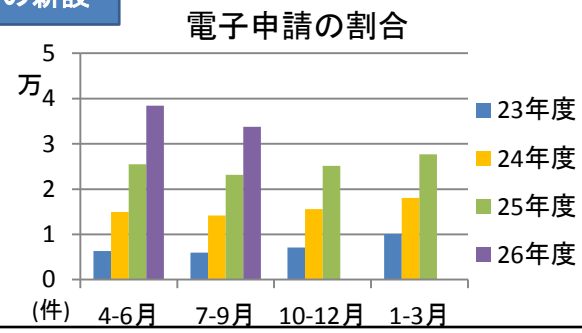
- ハローワーク梅田・ハローワークプラザ難波において、**日曜・祝日も業務を実施**
- 在職者向けセミナーの実施
 - ・ハローワーク阿倍野（平成26年1月から月1回程度土曜日に実施）（実施回数8回、参加者151名）
 - ・ハローワーク大阪西（大阪マザーズハローワーク、ハローワークプラザ難波（平成26年6月から月1回程度土曜日・日曜日に実施）（実施回数7回、参加者83名）
 - ・平成26年9月12日
大阪マザーズハローワークが港区役所と連携し、ひとり親家庭の女性等に対して**20時までの夜間相談会を実施**（参加者10名）
- 面接会の実施
 - ・平成26年5月29日 ハローワーク茨木において、在職者・在学中でも参加しやすい時間帯（16:00～19:00）で**合同就職面接会を実施**（参加者企業20社、参加者137名（うち在職中または在学中 約15%）、就職者数11名）

雇用保険受給資格決定手続きに関する見直し

- 平成26年7月1日から一定の要件を満たした場合、住居を管轄するハローワーク以外で受給手続きが可能（同一都道府県内に限る）
- ・ハローワーク梅田では、受給資格決定件数が20.0%増（平成26年9月末現在）

ハローワーク電子申請事務センターの新設

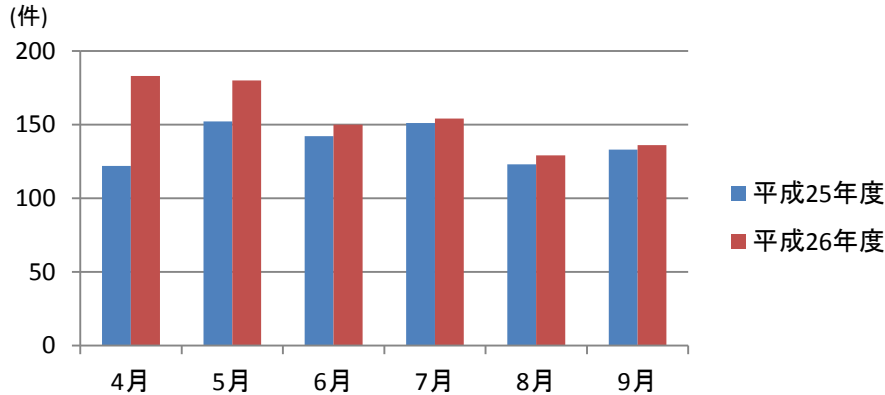
- ・「大阪労働局雇用保険電子申請事務センター」を設置
- ・雇用保険関係業務について局集中化（平成26年11月）
- ・平成25年度電子申請業務取扱件数は約10万件
- ・平成26年度見込み15万件



【2. 地方自治体との連携による就職支援】

一体的実施の取組

- ハローワークコーナーによる紹介就職件数(生活保護常設窓口を除く)
 ・平成26年9月末現在 932件(前年同期比 13.2%増)



大阪府との連携事例

- 9月2日～9月8日 『OSAKA☆ジョブフェスタ』共同開催
 一体的に事業を実施している「OSAKAしごとフィールド」の1周年記念事業として就職フェアを開催
 オープニングイベントには、村木厚子厚生労働事務次官を招き記念講演会を実施
- ・若者のための合同企業面接会
 - ・事業主向け雇用管理改善セミナー ～非正規労働者のキャリアアップ支援～
 - ・障害者雇用促進セミナー 等
- 地域金融機関と連携した面接会の共催
 りそな銀行、池田泉州銀行等の主要な金融機関が地域の優良企業を選定し、20社程度参加の中規模から100社以上参加の大規模まで、あべのハルカス、グランフロント大阪などの会場で計15回開催予定

大阪市との連携事例

- 生活保護受給者等就労自立促進事業(26. 10. 1現在)
 福祉事務所内への常設窓口の設置や巡回相談を実施

＜常設窓口＞大阪市内9箇所
就職件数893件 (年間計画数への達成率 94.9%)
 旭区、城東区、住吉区、浪速区、西成区、西淀川区、東住吉区、東淀川区、港区

＜巡回相談＞ 11箇所を実施

- 区役所との連携事例

- ・6月26日 西淀川区と共同で「就職面接会」を開催。
- ・9月28日 天王寺区と共同で中高生を対象に「職業興味検査」や「職業相談」を実施

堺市との連携事例

- 平成26年4月より、高島屋堺店9階で堺市・株式会社高島屋・株式会社ボーネルンドの3者が実施しているキッズサポートセンターさかい事業と、堺マザーズハローワークが連携(4者連携)

- 8月5日 「面接力がアップする！脳の整理術」セミナー
- 8月27日 「仕事と遊び」の親子交流会
- 9月19日 「女性のキャリアブランク解消支援事業」説明会 & 好感度がアップする ビジネスマナーセミナー



(4者協定締結時)

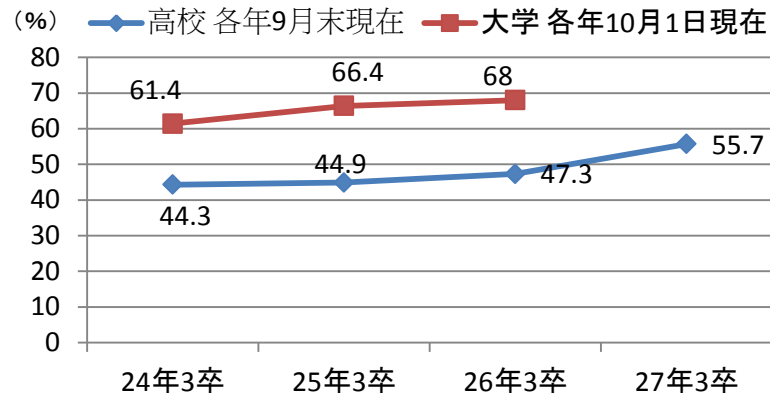
【3. 若年者雇用対策の推進】

新規学卒者に対する就職支援

○H27年3月卒業予定者の就職内定率

- ・新規高卒者(9月末現在) <<大阪>> **55.7%**
(前年同期差8.4ポイント増)
- 卒業年次の大学生等に対する広報として、「就活学生を応援します！大阪新卒応援ハローワーク」と周知用キャッチフレーズを作成し、集客に取り組んでいる
- 「近畿ブロック大学等合同就職フェア2014」平成26年6月27日開催(インテックス大阪 1号館)
参加企業 173社 参加者 951人
※ 参加大学生、専門学校生等を対象に、「くるみん」マークの認知度に関するアンケート調査を実施
- 若者応援企業宣言 <<大阪>> 530社 (平成26年9月末現在)
- ジョブサポーターの支援による正社員就職決定数(平成26年8月末現在)
目標:11,800人 実績:3,993人 進捗率:33.8%(中・高卒:593人、大卒等:3,400人)

就職内定率



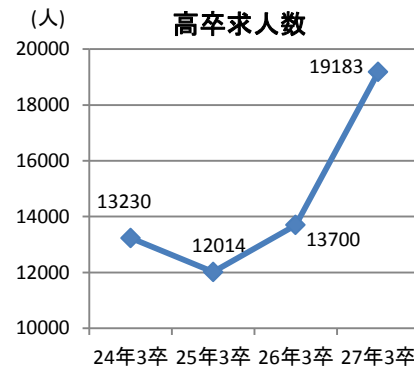
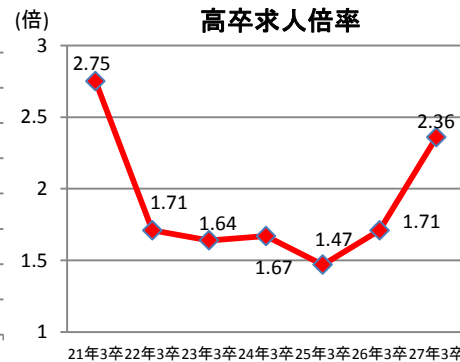
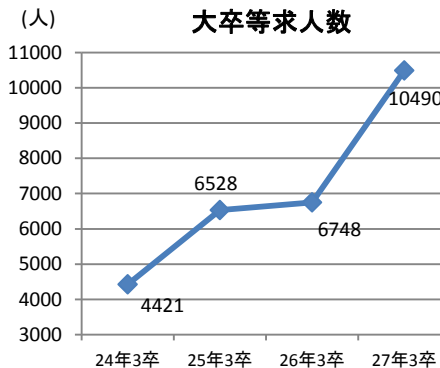
新規学卒者の求人状況

大学等 (H26年9月末現在)

- 求人件数、求人数とも大幅に改善
求人件数 2,629件(対前年比 45.9%増)
求人数 10,490人(対前年比 55.5%増)

高校 (H26年9月末現在)

- 求人数大幅増加、求人倍率6年ぶりの2倍台！
求人数 19,183人(対前年比 40.0%増)
求人倍率 2.36倍(前年同期差 0.65P増)



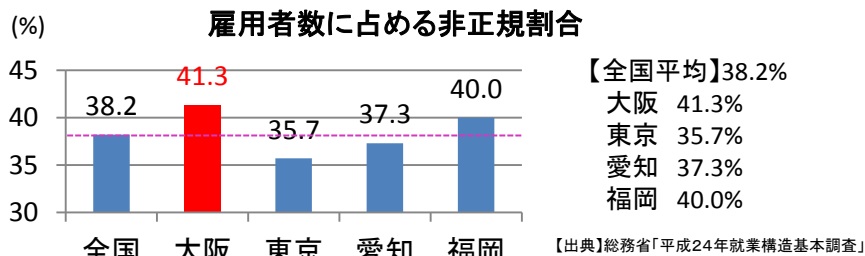
フリーター等に対する支援

「大阪わかものハローワーク」、「あべの・わかものハローワーク」を支援拠点とし、各ハローワークの「わかもの支援窓口」において、担当者制によるきめ細かな個別支援等求職者のニーズに応じた支援メニューを提供。わかものハローワークでは各種情報等を直接配信できるツール「LINE@」を用いた広報を全国に先駆け実施

【フリーター等就職者数(H26年8月末現在) 目標:21,700人 実績:10,066人】

【4. 非正規労働者の雇用管理改善及び 人手不足分野における取り組み】

非正規雇用労働者の割合及び雇用管理改善の取り組み

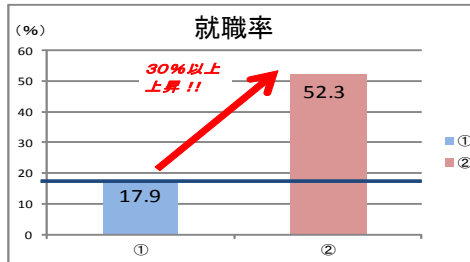


○平成26年9月2日 大阪労働局主催セミナー（他12回実施済み）
『雇用管理改善セミナー～非正規労働者のキャリアアップ支援～』
（参加事業所 44社、参加者50名）

○事業主団体要請行動
大阪商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会、
公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人大阪府雇用開発協会に対し、非
正規雇用労働者の正社員転換等、「魅力ある職場づくり」に向けた協力を要請

介護分野における取り組み

○見学会プラス面接会の実施



① 大阪府内のハローワークで実施した
② 以外の介護就職面接会

②「介護施設見学会プラス面接会」
介護施設を見学した上で、現地で
面接を実施（平成25年度実績）
（平成26年度実績）就職率77.3%

○「介護就職デイ」

11月11日の「介護の日」の前後2週間を「福祉人材確保重点実施期間」として、様々な取組を実施

- ・面接会（参加企業総数108社）
- ・施設見学会、体験型セミナー、事業所向け雇用管理セミナー 等

建設分野における取り組み

○建設人材確保プロジェクト

- 『建設業界研究セミナー』
- ・高校生向け：平成26年8月5日実施 参加者34名
 - ・若年者向け：①平成26年6月30日実施 参加者29名
②平成26年8月7日実施 参加者24名

○団体要請行動

- ・平成26年8月29日 一般社団法人 大阪建設業協会を訪問し
会員事業主に対し、人材確保のための雇用管理面の改善を
行うよう促すこと、建設労働者確保育成助成金の活用を促す
ことを要請
- ・安全衛生大会等を活用した建設事業主に対する雇用管理改善
に係る啓発を実施

保育分野における取り組み

○保育士就職面接会の開催

- ・平成26年1～2月 保育士マッチング強化プロジェクト
（面接会実施回数9回、就職数21名）
- ・平成26年7月6日（日）ハローワーク梅田
（参加事業所5社、参加者数13名、就職者数4名）
- ・平成26年10月29日（水）ハローワーク阿倍野（参加事業所7社）

○福祉人材コーナーにおける求人充足プラン（※）の策定

- ・福祉人材コーナー設置所・・・ハローワーク大阪東・阿倍野・堺・枚方
- ・求人充足プラン策定件数・・・（介護・看護・保育分野計）214法人
【求人件数：349件、充足率61.6%】

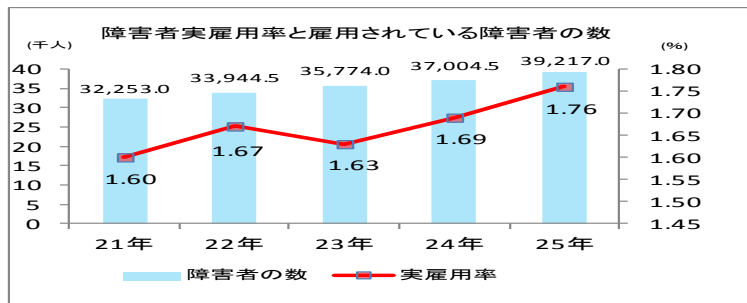
（※）求人充足に向けたコンサルティング

（例）求職者のニーズを考慮した求人票作成に係る助言等

【5. 障害者・高齢者雇用対策の推進】

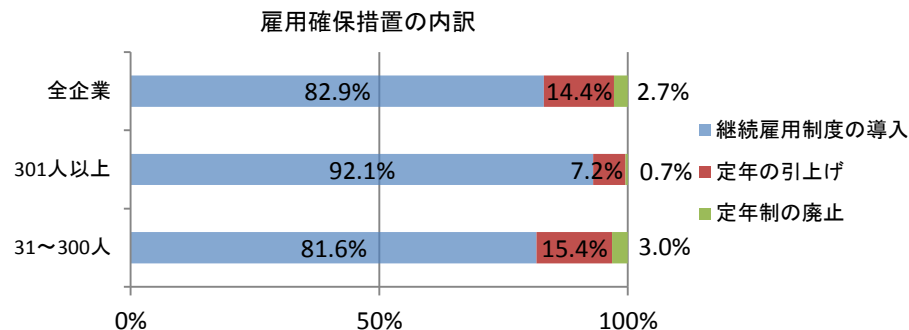
障害者の雇用状況

- ハローワークにおける障害者就職件数(平成26年9月現在)
2,975件(前年同期比:+11.4%)
- 民間企業に雇用されている障害者の数は、**10年連続過去最高を更新(平成25年度 39,217人)**



高齢者雇用確保措置の実施状況

- 高齢者雇用確保措置の実施状況(平成26年)
「実施済み」の企業の割合は98.2%
- 中小企業:97.9% 大企業:99.9%



【6. 求職者支援制度の的確な推進】

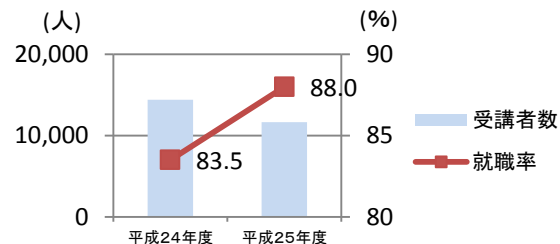
- 雇用保険を受給できない求職者等に対し、新たな職業能力や技術を身につけるための求職者支援訓練を実施するとともに、一定の要件を満たす方には、職業訓練の受講を容易にするための給付金の支給や的確な就職支援計画の実施等により、求職者の早期の就職支援を実施【訓練コース】

- ・「基礎コース」:多くの職種に共通する基本的能力を習得するためのコース
- ・「実践コース」:特定の職種の職務に必要な実践的能力を基礎的な技能等に加えて一括して習得するためのコース

【実施状況】

※平成25年度の就職率は、平成26年4月までの修了者の状況

	コース数		受講者数		就職率				
	基礎	実践	基礎	実践	基礎	実践			
平成24年度	924	200	724	14,394	3,467	10,927	83.5%	88.6%	81.9%
平成25年度	783	187	596	11,658	3,139	8,519	88.0%	87.7%	88.1%



【 7. 日本再興戦略関係 】

ハローワークの求人情報のオンライン提供

○平成26年9月から、ハローワークの求人情報を、民間職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方自治体などにオンラインで提供するサービスを開始

○申請状況(データ提供方式)

- ・地方自治体 27件(22自治体)
- ・民間職業紹介事業者 38件(有料職業紹介事業者34社 無料職業紹介事業者4社)
- ・職業能力開発施設 5件
- ・学校等 5件

○求人情報提供の同意割合 (9月30日現在)

- ・地方自治体 69.5%
- ・民間職業紹介事業者等 29.9%

ハローワークのマッチング機能の総合評価

○「日本再興戦略」改訂2014 ～未来への挑戦～

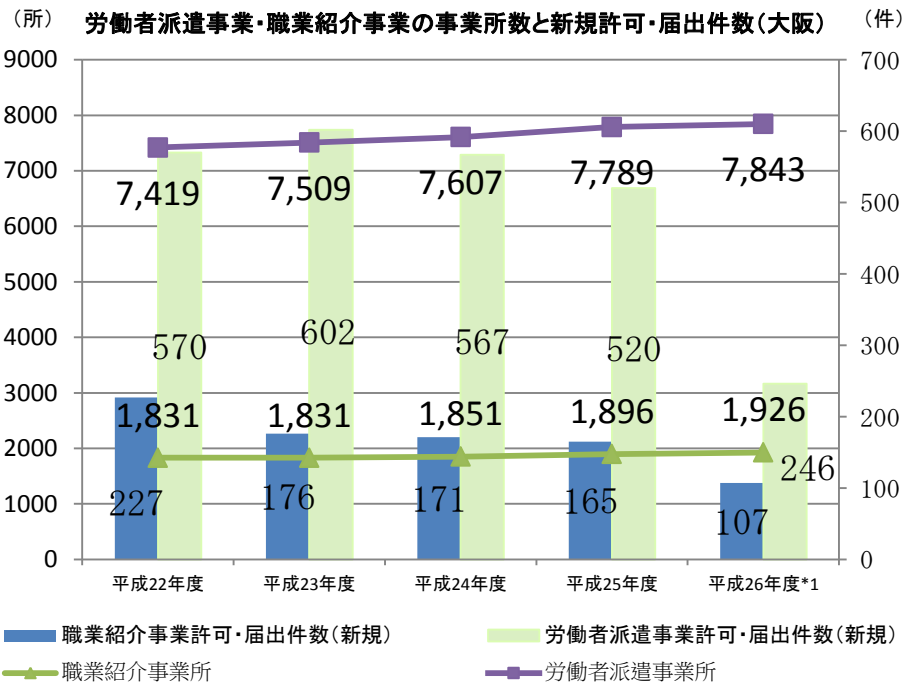
ハローワークの機能強化のため、各所ごとのパフォーマンスの比較・公表、意欲を持って取り組む職員が評価される仕組みの構築について、今年度中に具体的な方策の検討を行い、2015年度から実施する。(中略)さらに、ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するようベストプラクティスの整理を進め、普及を図る

○評価基準など、実施方法は現在、厚生労働本省にて検討中

○評価制度によりハローワークの機能が強化され、利用者のサービス向上！！

【労働者派遣事業等の適正な運営の確保】

ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者等への法制度の周知徹底



*1 平成26年度は、平成26年9月末現在の数値である。

●許可申請・届出受理後説明会(4~9月)

労働者派遣事業 18回 328事業所(前年同期 19回 380事業所)
 職業紹介事業 12回 161事業所(前年同期 12回 125事業所)

●労働者派遣セミナー(4~9月)

7回 144人(前年同期 7回 107人)

●業界団体等への講師派遣状況(4~9月)

4団体 4回 151人

イ 許可申請・届出に対する適切な調査確認

●新規事業説明会(4~9月)

労働者派遣事業 6回 63人(前年同期 6回 44人)
 職業紹介事業 6回 47人(前年同期 6回 37人)

ウ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

●指導監督の状況

		平成26年度(4~9月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)		81件	107件
労働者派遣事業(個別指導)	派遣元	296件	324件
	派遣先	31件	20件
請負関係事業(個別指導)		44件	71件

●集団指導(許可申請・届出受理説明会)の実績については、左記アに掲載。

●行政処分の実施(次ページに掲載)

エ 派遣労働者に対する積極的な支援等


●派遣労働者からの苦情・相談(4~9月) *4半期毎に集計
 314件(前年同期 324件)

※指導監督が必要な事案については、できる限り早期に全て対応。

【労働者派遣事業等の適正な運営の確保】

需給調整事業の分野

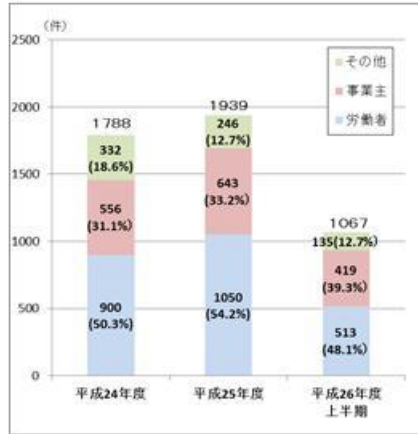
平成26年度 大阪労働局需給調整事業部 行政処分内容(平成26年9月末現在)

	処分日	処分内容	処分理由	備考
 (特定労働者派遣事業主)	平成26年 8月21日	労働者派遣事業改善命令	平成24年1月31日までは厚生労働大臣の許可を受けて、有料職業紹介事業を行う事業主であったが、当該許可が失効した後も、労働者派遣事業を行う中で派遣先への直接の職業紹介を行ったほか、「紹介コンサルティング」と称して、それまでと変わらず、有料の職業紹介事業を行っていた。	

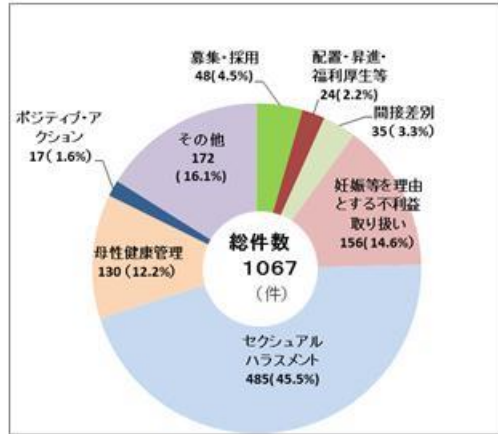
【雇用均等の分野における重点施策の進捗状況】

男女雇用機会均等法関係

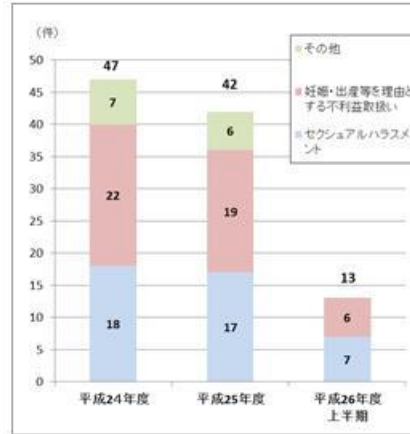
相談者の属性別相談件数の推移



平成26年度上半期相談内容の内訳



紛争解決援助申立件数の推移

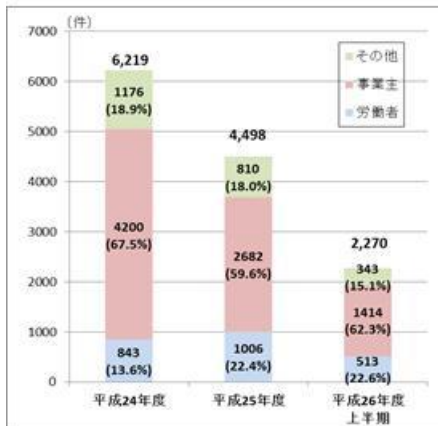


指導件数の推移

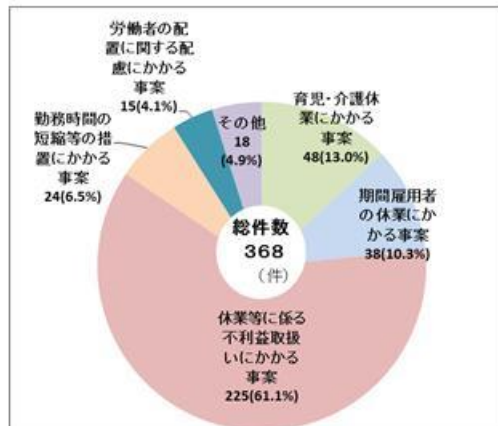
年度	件数
平成24年度	421
平成25年度	233
平成26年度上半期	242

育児・介護休業法関係

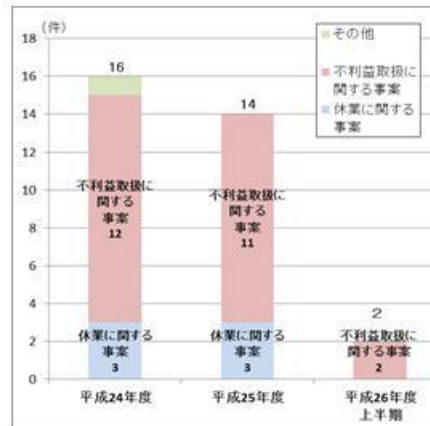
相談者の属性別相談件数の推移



平成26年度上半期権利行使に関する相談内容の内訳



紛争解決援助申立件数の推移



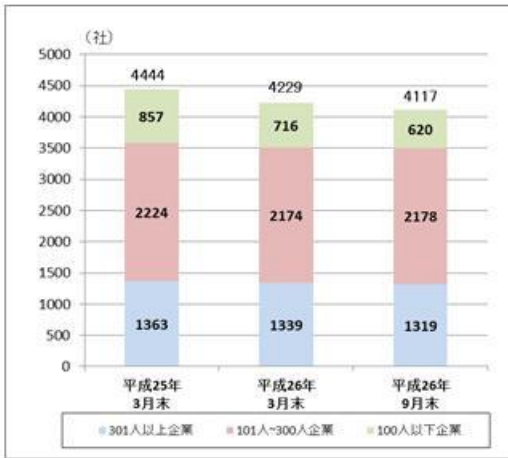
指導件数の推移

年度	件数
平成24年度	1253
平成25年度	1077
平成26年度上半期	507

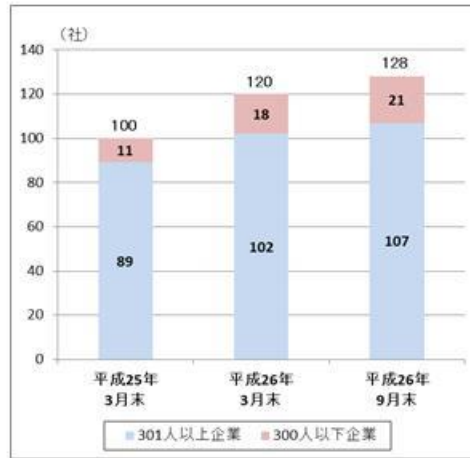
【雇用均等の分野における重点施策の進捗状況】

次世代育成支援対策推進法関係

一般事業主行動計画策定届届出企業数の推移



企業規模別認定企業数の推移



パートタイム労働法関係

平成26年度上半期相談内容の内訳



指導件数の推移

平成24年度	958
平成25年度	1445
平成26年度上半期	766

両立支援等助成金 平成26年度上半期支給決定状況

中小企業両立支援助成金				事業所内 保育施設 設置・運営等 支援助成金	子育て期 短時間勤務 支援助成金
継続就業支援 コース	代替要員確保 コース	休業中能力 アップコース	期間雇用者 継続就業支援 コース		
5	11	6	2	3	9

【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実効ある滞納整理を実施

- 年度別労働保険料収納率(大阪)
収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	平成26年度 (26年9月末)	平成25年度	平成24年度
徴収決定額	2,603億円	2,557億円	2,590億円
収納額	1,055億円	2,504億円	2,530億円
収納率	40.6%	97.9%	97.7%

(参考)	平成26年9月	平成25年9月	平成24年9月
徴収決定額	2,603億円	2,540億円	2,572億円
収納額	1,055億円	1,008億円	930億円
収納率	40.6%	39.7%	36.2%

- 実効ある滞納整理の実施
複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	平成26年度 (26年9月末)	平成25年度	平成24年度
差押状況	212件	374件 (全国第1位)	356件 (全国第2位)

(参考)	平成26年9月	平成25年9月	平成24年9月
差押状況	212件	172件	113件

労働保険未手続事業一掃対策の推進

平成26年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

- 対策の取組実績

	平成26年度 (26年9月末)	平成25年度	平成24年度
手続指導による 自主成立	479件	956件	657件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	25件	59件 (全国1位)	58件 (全国1位)

(参考)	平成26年9月	平成25年9月	平成24年9月
手続指導による 自主成立	479件	479件	219件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	25件	24件	30件

【労働相談の充実の分野における取組状況】

労働相談充実の分野

平成26年9月30日現在

1 大阪局における個別労働紛争解決制度の処理体制

項目	総合労働相談コーナー	労働紛争調整官	総合労働相談員	紛争調整委員会
件数等	14か所	3人	59人	21人

2 労働相談件数

平成26年度 上期	平成25年度	平成24年度	平成23年度
57,059 件	116,638 件	121,804 件	117,686 件

26年度上期のうち、事業主からの相談件数は21,011件(36.8%)。

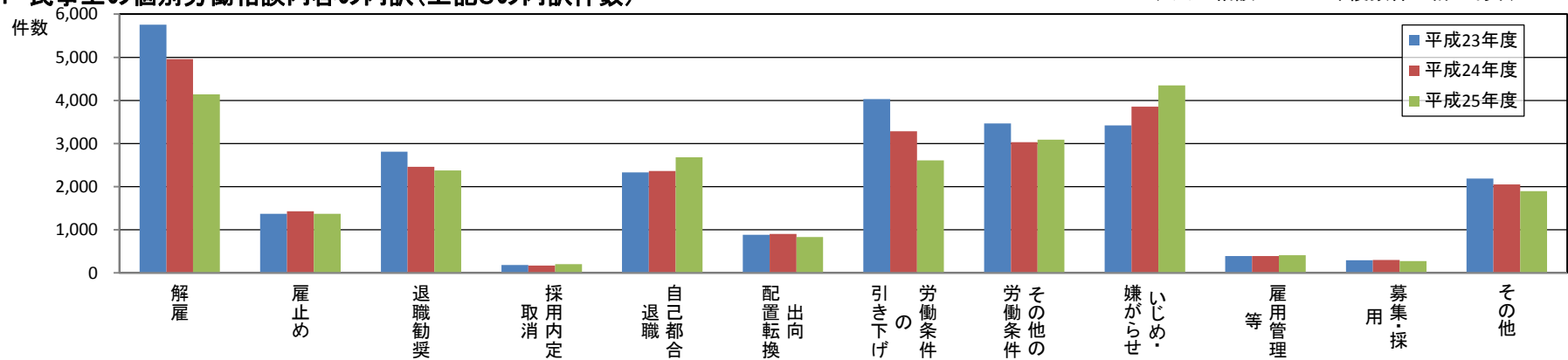
3 民事上の個別労働相談件数(左記2の内訳件数)

平成26年度 上期	平成25年度	平成24年度	平成23年度
9,973 件	21,364 件	22,687 件	23,275 件

26年度上期のうち、事業主からの相談件数は1,234件(12.4%)。

4 民事上の個別労働相談内容の内訳(上記3の内訳件数)

(1人の相談について、複数件の計上あり)



5 労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

平成26年度 上期	平成25年度	平成24年度	平成23年度
410 件	737 件	726 件	664 件

平成26年度上期に助言・指導を実施した407件のうち、209件(51.4%)が解決した。

6 紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受案件数)

平成26年度 上期	平成25年度	平成24年度	平成23年度
217 件	425 件	456 件	491 件

平成26年度上期に手続きを終了した221件のうち、合意成立件数は70件(31.7%)であった。